国立大学法人東京農工大学における公益通報者の保護等に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
目次 第１章　総則(第１条・第２条) 第２章　管理体制(第３条・第４条) 第３章　通報処理体制等(第５条ー第15条) 第４章　公益通報者の保護(第16条ー第18条) 第５章　その他(第19条・第20条) 附則 本則 第２章　管理体制 (総括者) 第３条　本学における公益通報の処理に関する総括者は、理事(総務・渉外担当)をもって充てる。	目次 第１章　総則(第１条・第２条) 第２章　管理体制(第３条・第４条) 第３章　通報処理体制等(第５条ー第15条) 第４章　公益通報者の保護(第16条ー第18条) 第５章　その他(第19条・第20条) 附則 本則 第２章　管理体制 (総括者) 第３条　本学における公益通報の処理に関する総括者は、理事(総務・経営企画担当)をもって充てる。	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。